

# 大田区青少年問題協議会 公募委員 募集要領

## 1 青少年問題協議会の組織

大田区では、青少年に関する諸問題の調査審議及び関係行政機関の連絡調整のため、区長の附属機関として、大田区青少年問題協議会（以下、協議会という。）を設置しています。

協議会の組織については、次のとおりです。

[青少年問題協議会の組織等]

- (1) 構成等……………委員は、区議会議員、学識経験者、関係行政機関代表等によって構成されます。
- (2) 任期……………2年（令和7年7月1日～令和9年6月30日）
- (3) 運営の基本……大田区における青少年問題に関する総合施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、その実施に必要な関係行政機関の相互の連絡調整をはかるとともに、これらに関する事項につき区長ならびにその区域内にある関係行政機関に対し、意見を具申するものとします。

協議会では、区民の立場から青少年施策に関して様々な視点で審議し、意見を述べていただきたいと考えています。そこで、下記のとおり、広く区民の皆様の中から公募委員を募集いたします。

## 2 募集人数

2名以内

## 3 応募資格

次の要件のいずれにも該当している方

- (1) 区内に在住又は在学・在勤の方（国籍は問わないが、日本語が理解できる方に限る）
- (2) 青少年に関する区の総合的施策に関心と熱意を持ち、年数回開催する協議会に出席できる方（主に平日午前又は午後）  
\*ただし、政治・宗教・営利活動を出席の目的とする方を除く。
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び常勤職員ではない方

## 4 応募方法

(1) 応募にあたっては、次の書類を提出していただきます。

①公募委員申込書

②作文（1000～1200字程度）

課題「次代を担う青少年の育成・支援について」

\*②の様式は自由です。

(2) 提出先

下記提出先へ提出願います。

(3) 提出期限

令和7年5月7日（水）必着（郵送又は窓口持参）

## 5 選考方法

書類審査後、面接審査を行い、公募委員選考委員会において決定します。

## 6 選考結果

6月下旬までに本人宛に通知します。

## 7 任期

2年（令和7年7月1日～令和9年6月30日）

## 8 その他

(1) 大田区青少年問題協議会委員として、大田区長から委嘱します。

(2) 委員には、規定に基づき報酬をお支払いいたします。

▽提出先及び問合せ先

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 本庁舎6階

大田区地域未来創造部地域力推進課 青少年健全育成担当

電話 5744-1223 FAX 5744-1518